

## 交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2020賃金確定一次要求書の受理等について  
交渉日時 令和2年10月16日(金) 15時00分～16時50分  
交渉場所 宇治市職員会館 2階大会議室  
交渉出席者 当局側 宇野副市長 脇坂市長公室長 北尾市長公室副部長 西川人事課長  
岡野人事課副課長 足立同課人事研修係長  
組合側 東執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計12人

概要	要
組合の主張	<p>2020賃金確定一次要求書の受理等を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 賃金確定要求については、例年11月頃に行ってきたが、本年は市長選挙が12月に予定されていること等を踏まえて、この時期に実施するものである。組合員を対象に実施したアンケートに対する850人からの回答内容も踏まえた要求内容である。</li><li>② 本年は人事院勧告が異例のスケジュールであるが、当局として現時点でどのように進めるつもりであるのか。</li><li>③ 組合員へのアンケートでは、若い職員が将来に不安があると回答している。特に40歳代の職員については、切実な状況がある。こうした状況を踏まえて、賃金ラインや前歴について何らかの対応をすべきである。</li><li>④ 持ち家の住居手当が段階的廃止されることとされているが、支給対象となる組合員の7割が支給継続を求めており、改めて支給継続を検討すべきである。借家についても、国準拠に固執せず地域の状況を見て検討すべきである。</li><li>⑤ 子に係る扶養手当の支給額については、直ちに10,000円に引き上げるべきである。</li></ol>
当局の主張	<ol style="list-style-type: none"><li>①② 人事院は、ボーナスについてのみ勧告したところであり、月例給については示されていない状況である。基本的には、月例給とボーナスはセットで議論すべき課題と考えており、京都府人事委員会の動向等も注視しているところである。こうした状況と要求内容を踏まえつつ、十分検討したうえで回答したいと考えている。</li><li>③ この間も検討をしてきた課題であるが、引き続き検討を行い協議していきたい。</li><li>④ 借家に係る住居手当については、国と異なる対応をしている団体があることは把握しており、そうしたことも踏まえて検討しているところである。</li><li>⑤ 市民理解が得られる給与制度という観点からは、国の制度を無視することにはならず、配偶者に係る支給額の引き下げも検討せざるを得ない。いずれにしても対応は検討しているところである。</li></ol>